

議案第 40 号

志摩市漁港管理条例の一部改正について

志摩市漁港管理条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 6 年 3 月 6 日 提 出

志摩市長 橋 爪 政 吉

志摩市漁港管理条例の一部を改正する条例

志摩市漁港管理条例(平成 16 年志摩市条例第 177 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第 16 条第 1 項本文中「採取又は」を「採取若しくは」に改め、「受けた者」の次に「又は法第 43 条第 4 項に規定する認定計画実施者(法第 44 条第 1 項に規定する認定計画において法第 42 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる事項(水面又は土地の占有に係るものに限る。)又は法第 50 条第 1 項各号に掲げる事項を定めた者に限る。)」を加え、同項ただし書中「同条第 4 項」を「法第 39 条第 4 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。